

令和7年度  
食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金  
説明資料

令和7年5月1日  
第1版

茨城県県民生活環境部環境政策課

- 本説明資料（以下「説明資料」という。）は、「令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）を補足するものです。詳細については要綱を参照してください。
- 説明資料に修正や追加記載があった場合は、県ホームページで最新版を公表しますので御確認ください。また、様式についても、県のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/kankyo/foodloss2025.html>

### 【補助金の申請にあたって】

食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金は、公的な資金である国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としており、県としては適正な執行を行うとともに、不正行為については厳正に対処いたします。

本補助金の交付を申請される方や補助金の交付を受ける方は、要綱及び説明資料を熟読するとともに、以下の点について十分認識した上で、補助金に係る手続を適正に行ってくださいようお願いします。

- 1 本補助金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 県から資料の提出や修正の指示があった場合は速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合は、交付決定の取消などを行う場合があります。
- 3 本補助金の交付決定を通知する前に行った設備等の整備や実証（発注等を含む。）は、補助金の交付対象とはなりません。要綱第11条第2項の事由に該当し交付決定前に着手する必要がある場合は、交付決定前着手届を提出してください。
- 4 事業計画で示された数値は、補助事業終了後も、毎年度の事業実施状況報告において状況の確認を行います。
- 5 本補助金で取得価格、又は効用の増加価格が単価50万円（税抜）以上の取得財産等を当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 6 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合は、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。調査の結果、不正行為が認められたときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、受領済みの補助金のうち取消対象となった額に加算金（年率10.95%）を加えた額を返還していただきます。

## 【目 次】

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 1 | 交付の目的                | 1 |
| 2 | 用語の定義                | 1 |
| 3 | 補助対象事業、要件、補助対象経費、補助率 | 1 |
| 4 | 補助対象者                | 2 |
| 5 | 事業計画の承認              | 2 |
| 6 | 事業計画承認申請の募集期間等       | 2 |
| 7 | 主な手続の流れ              | 4 |
| 8 | 補助事業に関する注意事項         | 5 |
| 9 | よくある質問への回答           | 8 |

## 1 交付の目的

食品ロスの削減と、物価高騰への対応のため、食品製造工程等で発生する食品残渣を飼料又は肥料に再資源化する民間事業者を支援し、資源循環モデルの形成を図ることを目的としています。

## 2 用語の定義

要綱及び説明資料で使用する用語の定義は次のとおりです。

- ・食品残渣……………耕種農家等における生産段階又は選別段階、食品工場等における製造段階、又はレストラン、店舗等における流通段階で発生する食品の残渣で飼料又は肥料として活用できるものをいう。
- ・飼料等……………飼料若しくは肥料又はそれらの原料をいう。
- ・飼料化等……………飼料等を製造することをいう。
- ・流通……………製造した飼料等を他者（消費者、卸売事業者、二次加工事業者、小売店等）に販売又は無償で譲渡することをいう。
- ・設備等……………専ら補助金の交付の目的のために使用される機械、装置、工具、器具、車両（事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないもの）その他補助対象事業の実施に不可欠と認められる物品をいう。
- ・実証……………食品残渣の回収、飼料化等及び流通を一貫して試行し、補助対象事業の実行可能性を実地で証明することをいう。

## 3 補助対象事業、要件、補助対象経費、補助率、補助上限額

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）や要件等は、次表のとおりです。

| 補助対象事業                                                                   | 要件                                                                                                                 | 補助対象経費                                                       | 補助率等                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 県内において食品製造工程等で発生した食品残渣を飼料等に再資源化して県内に流通を図る資源循環モデルとなる取組であって、右の全ての要件を満たすもの。 | (1) 食品残渣の回収、飼料化等及び流通を一貫して行うものとする。なお、自ら排出した食品残渣を使用すること及び製造した飼料等の一部を自ら使用することを妨げない。<br>(2) 飼料化等の事業に新規参入又は事業拡大を図るものとする | ア 補助対象事業を行うため必要となる設備等の整備に対する経費<br>イ 補助対象事業を行うため必要となる実証に対する経費 | 補助率<br>1 / 2 以内<br><br>補助上限額<br>左のアとイの合計で、<br>500 万円 |

【参考：本補助金に係る県予算額：10,000 千円】

#### 4 補助対象者

本補助金の交付対象者は、県内に事業所を有する次のいずれかに該当する者（事業者）です。

- (1) 食品残渣を原料として、飼料化等及び流通に係る営業を行う者又は行おうとする者
- (2) 前号を含む多様な事業者で構成される団体又は集団（以下「コンソーシアム」という。）

※自家消費のみを行う農業者は対象になりません。

※コンソーシアムの場合は、代表者が本補助金に基づく全ての行為を代表して行います。

※コンソーシアムとして補助対象事業を実施する場合は、次の全ての事項を規約等で定める必要があります。

- ・コンソーシアムの目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- ・コンソーシアムの運営に関する事項
- ・コンソーシアムの会計、補助金の管理及び使途に関する事項
- ・設備等の管理運営に関する事項
- ・その他、コンソーシアムの目的達成に必要な事項

#### 5 事業計画の承認

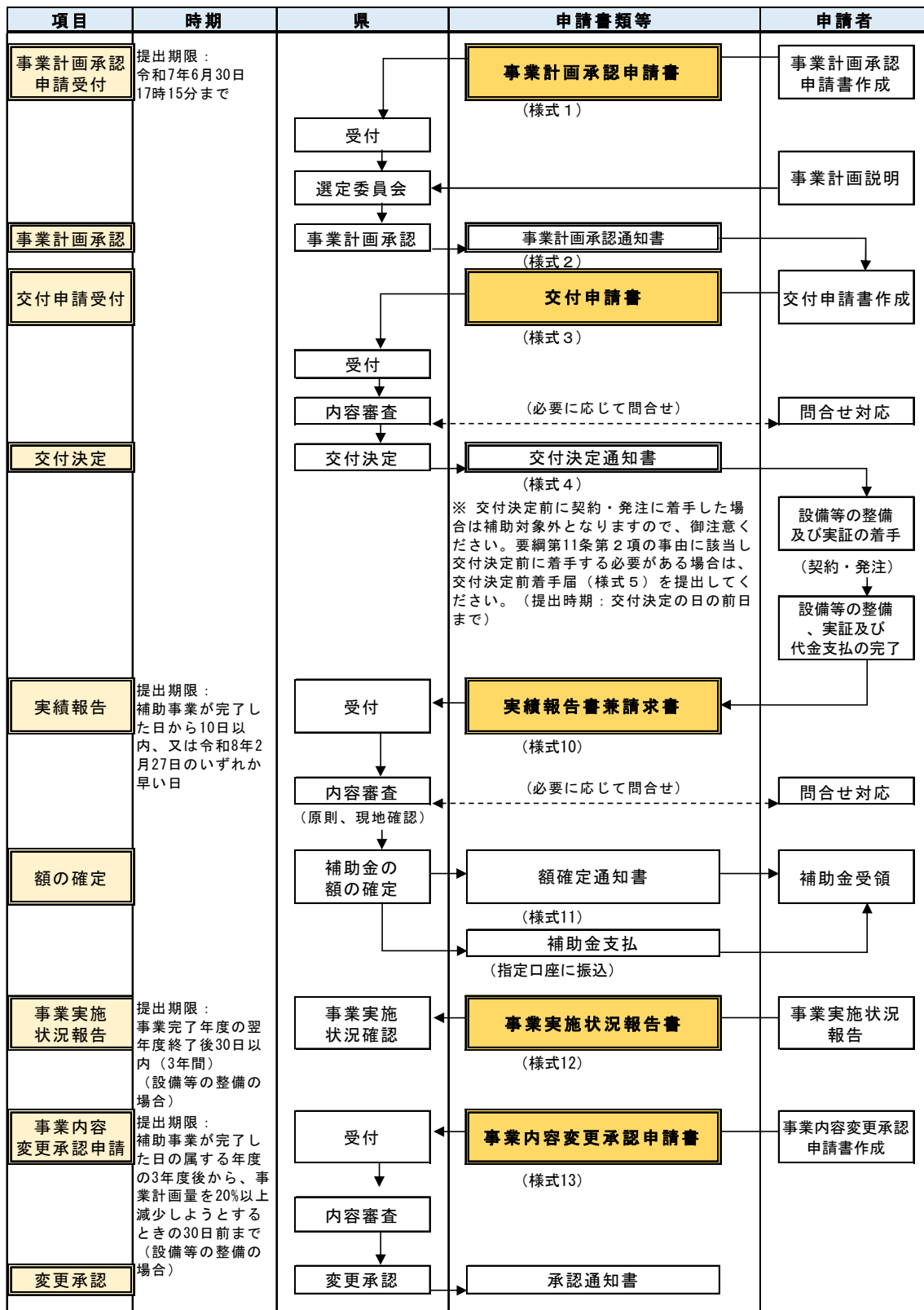
- (1) 本補助金では、応募時に提出いただいた事業計画を要綱別表3の項目に基づき選定委員会で評価し、県予算の範囲内において、より優れた事業計画から優先して補助金交付の候補として承認します。申請前に、書類に不備や不足がないことを必ず確認してください。不備がある場合は承認されません。なお、承認（不承認）の結果についての異議申し立ては受け付けません。
- (2) 事業計画を審査するため、事業計画承認申請書の提出者には、ヒアリング又は書面により説明をお願いする場合があります。
- (3) 補助金の交付申請書は、事業計画の承認を受けた事業者からのみ受け付けます。

#### 6 事業計画承認申請の募集期間等

|      |                                                                                                                                                                                  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 募集期間 | 令和7年5月 2日（金）9時00分から<br>令和7年6月30日（月）17時15分まで                                                                                                                                      |
| 必要書類 | 要綱別表4及び要綱別表5のとおり                                                                                                                                                                 |
| 提出先  | 〒310-8555<br>水戸市笠原町978番6<br>茨城県県民生活環境部環境政策課 環境企画グループ宛<br>電話 029-301-2933<br>FAX 029-301-2949<br>メール <a href="mailto:kanseil1@pref.ibaraki.lg.jp">kanseil1@pref.ibaraki.lg.jp</a> |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出方法 | <p>次の（１）及び（２）の両方を提出してください。</p> <p>（１）必要書類一式（１部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送又は持参により募集期間中に到着するよう提出してください。</li> <li>※持参は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、８時 30 分から 17 時 15 分まで受け付けます。</li> <li>・書類は要綱別表 4 及び要綱別表 5 の順に整理し、インデックスを付してください。</li> </ul> <p>（２）電子データ一式</p> <p>必要書類一式を PDF 形式で募集期間中に到着するよう次のア又はイにより提出してください。</p> <p>ア データ容量が 8 メガバイト以内の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出先メールアドレス <a href="mailto:kanseil@pref.ibaraki.lg.jp">kanseil@pref.ibaraki.lg.jp</a></li> <li>・県ではメールを受信した後、受領した旨の返信メールを送付します。県へメールを送信後、3 日以上経過しても返信メールが送付されない場合は、メールが到達していない可能性がありますので提出先に電話で問い合わせてください。</li> </ul> <p>イ データ容量が 8 メガバイトを超える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県大容量ファイル交換システムによりデータを受領するため、アップロード用の URL を送付します。</li> </ul> <p><u>事業計画承認申請書を提出したい旨のメールを令和 7 年 6 月 27 日（金）17 時 15 分までに送付してください。</u></p> |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 7 主な手続の流れ



※概算払を受けようとするときは、概算払請求書を提出してください。(提出時期：交付決定の日から令和8年1月30日まで)

※補助事業者の情報(名称、所在地、代表者、連絡先)が変更になったときは、変更事項を報告してください。

## 8 補助事業に関する注意事項

### (1) 補助対象事業について

ア 本補助金は、補助対象事業に該当する取組を行うため必要となる設備等の整備及び実証に対する経費（初期費用）を補助するものです。

イ 補助事業実施期限までに、発注・納入・検収・支払等の全ての事業の手続が完了する事業に限ります。原則として補助事業実施期限の延長はありません。

### (2) 補助対象経費について

ア 補助対象経費は、補助事業実施期限までに補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限り（外国通貨の場合は、支払日当日の公表仲値で円換算）。支払いは、銀行振込の実績で確認を行います（手形払等で実績を確認できないものは対象外）。ただし、少額を現金やクレジットカードで支払う場合は、事前に県に相談ください。

イ 補助事業における発注先（海外企業からの調達を行う場合も含む。）の選定に当たって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得し写しを提出する必要があります（見積書が外国語の場合は和訳も必要です。）。また、契約先（発注先）1者当たりの見積額の合計が50万円（税抜）以上の取得財産等については、2者以上から同一条件による見積書を取得することが必要です。したがって、事業計画承認申請書及び添付書類を準備する段階で予め2者以上から見積書を取得しておく、事業計画の承認後、円滑に交付申請を行うことができます。事業計画承認申請書提出時の添付書類として見積書や図面等の必要書類を提出した場合は、これらの必要書類に変更がなければ、交付申請書提出時に再度添付する必要はありません。

ウ 中古品を購入する場合、型式及び年式が記載されており、性能が同程度であると確認できる古物商の許可を得ている中古品流通事業者からの2者以上の見積書が必要です。

エ 発注内容の性質など合理的な理由で2者以上から見積書を取得することが困難な場合は、業者選定理由書（任意様式）を提出してください。

オ 補助金の事業計画の承認結果は、提出いただいた事業計画に記載のある補助対象経費の全額に対して、補助金の交付を保証するものではありません。補助金の事業計画承認後に交付申請書を提出いただき、その内容を改めて県が精査し、必要に応じて事業者に照会を行った上で県の予算の範囲内で交付額を決定し、通知します。その結果、補助対象外経費が含まれていた場合や予算額を超える承認申請があった場合は、交付決定額が減額となります。

カ 次に該当するとされた場合は承認の取消、又は交付決定の取消の措置を行う場合があります。

(ア) 要綱及び説明資料にそぐわない事業

(イ) 事業の主たる課題の解決そのものを他者へ外注又は委託する事業

(ウ) 飼料等の製造・開発の主たる部分を他者に委託し、企画だけを行う事業

(エ) 事業の実施に当たり、実質的に労働を伴わない事業、専ら資産運用的性格の



- 強い事業、運営に当たって単に設備等の整備又は実証のみを行う事業等
- (ハ) 取得財産等を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業
  - (カ) 公序良俗に反する事業
  - (キ) その他申請要件を満たさない事業

キ 購入時の設備等の運搬料については、設備等の代金に含めて差し支えありません。

ク 設備等の製作を外注する場合は、設備等の代金に計上してください。

ケ 外注先が設備等を整備する費用は補助対象になりません。

### (3) 事業計画について

ア 要綱別表5の「事業計画の詳細説明資料」は、A4用紙10ページ程度（文字は11ポイント）とし、次のイ及びウの内容を特に記載してください。

イ 事業スキーム及び実施体制等について（必要に応じて図表や写真等を用い、具体的かつ詳細に記載してください。）

(ア) 今までの自社での取組の経緯・内容をはじめ、今回の補助事業で設備等の整備や実証を行う必要性

(イ) 計画する補助対象事業全体の事業スキーム、流れ

(ロ) 食品残渣の回収先との関係、具体的な回収の方法

(ハ) 食品残渣以外の飼料・肥料原料の種類、量、使用する時期及び回収先

(ニ) 飼料化等の方法

(ホ) 流通先との関係、流通の方法、ユーザー及びマーケットの状況、販売計画、将来性

(ヘ) 実施体制、実現可能性

ウ 審査の評価項目について（実証のみの場合、(イ)～(エ)を除く。）

(ア) 資源循環モデルとしての意義、波及効果

(イ) 飼料化等を目的として回収する食品残渣の量

(ロ) (イ)を原料として製造する飼料等の量

(ハ) (ロ)のうち県内に流通させる量

(ニ) 事業計画の実現可能性

(ホ) 将来的な事業拡大性

(ヘ) コンソーシアムの連携体制、役割分担、実施体制（コンソーシアムにより実施する場合）

エ 事業計画で示された数値は、補助事業終了後も、毎年度の事業実施状況報告書等において状況の確認を行います。

### (4) 財産の処分について

ア 補助金により取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜）以上の不動産、機械器具、備品及びその他重要な財産は、要綱第26条各項により処分が制限されます。処分を行う場合は、県への事前申請が必要です。なお、同条における処分は次のとおりです。

- ・転用：処分を制限された取得財産等（以下「処分制限財産」という。）の所有者の変更を伴わない目的外使用
- ・譲渡：処分制限財産の所有者の変更
- ・交換：処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換
- ・貸付：処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
- ・担保に供する処分：処分制限財産に対する抵当権の設定
- ・取壊し：処分制限財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。
- ・廃棄：処分制限財産（設備）の使用を止め、廃棄処分すること。

イ 補助対象財産に抵当権を設定し金融機関から借入を行う場合は、事前に担保権設定承認申請書を県に提出し、知事及び総務大臣の承認を得る必要があります。知事及び総務大臣が適当であると認めた場合に限り、担保権実行時に財産処分納付金を県に納付することを条件として承認します。

#### （５）概算払について

概算払とは、補助金交付決定額の 90%を上限として支払う制度です。希望する場合は県に相談してください。なお、補助金の概算払を受けた後に補助事業を変更、廃止若しくは取消を受け、又は補助金確定額を超えた額を受けている場合は、概算払を受けた補助金相当分の全部又は一部を返還していただきます。

#### （６）事業実施状況の公表について

県又は国において、補助事業の概要及び各年度の事業実施状況の概要を公表する場合があります。

例：補助金の交付を行った案件の、法人番号、法人名又は個人名、所在地（市町村名）、申請年度、補助内容、実績内容

#### （７）補助事業終了後について

ア 設備等を整備した場合、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 3 年間について、会計年度ごとに、会計年度の終了後 30 日以内に、過去 1 年間（初年度は、補助事業を完了した日から補助事業の完了した日の属する会計年度の 3 月末までの期間を含む。）の事業実施状況を記載した事業実施状況報告書を提出していただきます。なお、令和 10 年度末日において、事業計画に掲げた事業計画量に比して事業の実施状況が不十分なときには、改善計画の作成や改善状況の報告などをさせ、事業実施に必要な指導を行うことがあります。

イ 設備等を整備した場合、補助事業の完了した日の属する会計年度が終了し 3 年間経過後について、事業内容を事業計画量と比較して 20%以上減少しようとするときは、県へ事前に事業内容変更承認申請書を提出し、承認を受けてください。

ウ 補助事業者の名称、所在地、代表者、連絡先が変更になった場合は、県に変更の届出（任意様式）を提出してください。

エ （４）に記載のとおり、補助金により取得した財産は処分が制限されますので、処分を行う際には必要な手続きをお願いします。

オ 補助事業終了後、会計検査院による会計実地検査が実施されることがあります。検査の際に違反行為や不適切な経費使途等が明らかになった場合は、加算金を付

した上、補助金の返還等の措置がなされるとともに、不正を行った事業者名が公表される場合があります。更に、悪質性が認められた事案については、違法行為として告訴される場合もあります。

(8) その他

ア 設備等を整備した場合、実績報告書兼請求書の添付資料として写真が必要になります。同じ角度から整備前・整備中・整備後の写真を撮影し、例えば「〇〇設置前」、「〇〇設置作業状況」、「〇〇設置後」のように比較しやすく整理してください。

イ 実績報告書兼請求書に添付する取得財産等管理台帳の処分制限期間（年）は、総務省所管補助金等交付規則に基づき記載してください。

9 よくある質問への回答

Q 要綱第5条第1項に規定する事業種目のうち、第1号の「設備等の整備」又は第2号の「実証」のいずれか一方のみを実施する場合は、補助対象経費に該当しますか。

A いずれか一方のみの実施に対する経費であっても補助対象経費に該当します。

Q 自ら排出した食品残渣を原料として、肥料を製造して使用する取組は補助対象事業に該当しますか。

A 製造した肥料を全て自ら使用するいわゆる自家消費は補助対象外です。自ら排出した食品残渣を利用することは「回収」に該当し、これを利用して肥料を製造することは「飼料化等」に該当しますが、補助対象事業に該当するためには、さらに「流通」までを一貫して行うことが必要です。ただし、製造した飼料等の一部を自ら使用することは妨げません。

Q 要綱第6条第1項第1号の「飼料化等及び流通に係る営業を行う者又は行おうとする者」とはどういう意味ですか。

A 「事業計画承認申請時点において営利を目的に飼料化等及び流通の事業として行っている者又は補助事業終了後速やかに行う予定の者」を意味します。なお、飼料や肥料の製造・販売（無償譲渡を含む。）を行うためには、法令に基づく手続が必要となります。

例：飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

肥料の品質の確保等に関する法律 等

Q 補助対象事業において、コンソーシアム構成員の間で、製造した飼料等を販売又は無償譲渡した場合、「流通」に該当しますか。

A コンソーシアムは、全ての構成員をまとめて一つの団体（補助対象者）を構成していることから、コンソーシアムの構成員は「他者」ではないため、本補助金において「流通」には該当しません。ただし、製造した飼料等の一部をコンソーシアムの構成員が使用することは妨げません。

- Q 補助対象の飼料等には、例えばペットフードや家庭用肥料は含まれますか。
- A 本補助金は物価高騰対策を目的としており、農林水産業者向けの飼料若しくは肥料又はそれらの原料を補助対象とします。ペット用の飼料や家庭用の肥料は補助対象外です。
- Q 補助対象の飼料には、魚の餌は含まれますか。
- A 養殖用の魚の餌は補助対象ですが、家庭用の魚の餌は補助対象外です。
- Q 食品残渣を食品化する事業や、バイオマス発電の原料として利用する事業は補助対象ですか。
- A 本補助金は、飼料・肥料の価格高騰対策として、飼料若しくは肥料又はそれらの原料を製造する取組を補助対象としており、食品化及びバイオマス発電はいずれも補助対象外です。
- Q 食品残渣を原料としない場合に、整備した設備等を使うことはできますか。
- A 補助金の交付対象となるのはあくまで食品残渣を有効利用する取組です。  
事業計画において、食品残渣以外を有効利用するための取組や経費であると県が認めたものは補助対象外となります。  
また、本補助金で整備した設備等を用いて、食品残渣を原料としない飼料化等を行うことは、補助金取得財産の目的外利用に当たるため禁止され、補助金額を返還していただきます。
- Q 食品残渣の回収のみを行う取組は補助対象ですか。
- A 補助対象事業は、食品残渣の回収、飼料化等及び流通を一貫して行うものです。食品残渣の回収のみを行う取組は補助対象外です。
- Q 肥料を散布する機械の購入は補助対象ですか。
- A 補助対象経費は、食品残渣の回収、飼料化等及び流通を一貫して行う取組に必要な経費です。肥料の使用は、流通した後に行われるものであるため、肥料の散布など、流通後に必要な機械の購入経費は補助対象外になります。
- Q 食品残渣の回収、飼料化等及び流通を一貫して行う過程において発生する、臭いや騒音を防止するための機械、消毒を行うための機械は補助対象になりますか。
- A 事業計画の実施に不可欠と認められる範囲において補助対象となります。
- Q 設備等の納入遅延により、事業実施期間に補助対象事業が完了しない場合、事業実施期間を延長することは可能ですか。
- A 本補助金は国の交付金を財源としており、交付金では令和7年度中に事業を完了と

することとなっているため、原則事業実施期間を延長することはできません。

なお、交付決定後に生じたやむを得ない事情により、事業実施期間内に補助対象事業が完了しないおそれがある場合は、補助内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止について、速やかに県へ御相談ください。